

くらしの安心情報

情報ファイル NO.41

平成 20 年 6 月 10 日

屋根の無料点検で、「すぐ修理が必要!」と言われ、補修工事をしてもらったが、高額なので解約したいのですが....。

被害内容

【契約者 県東部 70代男性】

3日前に「屋根の点検を無料で行います。」と突然訪問され、点検してもらいました。
「瓦がずれている。このままだと雨漏りするのですぐに修理が必要。」と言われ、不安になって契約しました。翌日、すぐに補修工事がされましたが、後で知人に見てもらおうと「瓦がボンドのようなもので接着してあるだけ」と言われました。よく考えると高額(58万円)なので、今からでも解約できるでしょうか？

対処方法

これは、「点検する」と言って訪問し、「床下が腐っている」「布団にダニがいる」など事実と異なることを言い、不安をあおって必要のない商品やサービス・工事などを契約させる「点検商法」の事例です。

- ・ 相談者には、この商法は、『訪問販売』にあたり、契約書面を受取った日から8日間はクーリング・オフ(無条件解約)ができるので、書面で通知するよう助言したところ、解約となりました。
- ・ クーリング・オフは、工事が終わっても、商品の一部使っていても可能です。
- ・ また、クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合がありますので、あきらめずに市町村相談窓口や消費生活センターに相談してください。

うかつだった!



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)